

奈良県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年十月十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	中尾 好晴	〃 〃 一四七
〃	村井 啓益	石川町五五五
〃	吉村 康一	〃 〃 五六一
〃	宮城 邦彦	発志院町一二七
〃	矢追 充宏	〃 〃 三八九
〃	辻井 廣至	中城町三一〇
〃	沢村 正彦	番条町六三一
〃	井田 芳之	〃 〃 五九二
監事	奥田 昌弘	中城町三〇八
〃	藪内 昭男	石川町五四二
〃	越智 猛	発志院町一三九一二
〃	鈴木 文隆	番条町五六三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	中尾 好晴	〃 〃 一四七
〃	井上 勝紀	石川町五一七
〃	吉村 康一	〃 〃 五六一
〃	城 富佐夫	発志院町一三六
〃	城 敬治	〃 〃 一二二―三
〃	帶田 節男	中城町二九七

〃 〃 〃 〃 監事 〃 〃
堀口 堀内 越智 安井 藪内 井田 沢村
孝弘 輝彦 昌史 良信 昭男 芳之 正彦

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
番条町六一二 中城町三〇七 石川町五四二 京都府相楽郡精華町光台七―一九―九 大和郡山市発志院町三六六 番条町六三一 〃 五九二